

離職者等再就職訓練仕様書 別添1

介護職員初任者研修科における「職場見学等推進費」について

1 目的

介護未経験者等に対して、介護分野及び障害福祉分野（以下「介護分野等」という。）の事業所における職場見学、職場体験、職場実習（以下「職場見学等」という。）を訓練カリキュラムに盛り込んだ職業訓練コースを実施することにより、離職者の再就職及び人材不足が顕著な介護分野等における人材確保を促進する。

2 概要

訓練受講者の就業希望に沿った複数（2か所以上）の職場見学等を実施した場合、発注者は、離職者等再就職訓練仕様書（知識等習得コース）7（以下「仕様書7」という。）（1）（2）に加え、4に基づき、「職場見学等推進費」を受注者へ支払うものとする。

3 訓練コースの設定

（1）職場見学等の設定

職場見学等を実施する場合受注者は、訓練カリキュラム（企画提案様式 別紙1）に職場見学等を組み込むこと。また、職場見学等実施計画書（企画提案様式 別紙5）を作成し提出すること。

職場見学等の受入先は、特別養護老人ホーム、グループホーム、デイサービス、ショートステイ、訪問介護、障害福祉施設等の中から訓練受講者の就職ニーズを踏まえて選定し、訓練受講者それぞれについて、複数（2か所以上）の施設における職場見学等を実施する。

なお、同一敷地内で同一法人が運営する複数の施設で職場見学等を行った場合や、同一施設内で複数の介護サービスや障害福祉サービスについて職場見学等を行った場合は、それぞれを1か所としてカウントするが、複数のサービスを一体的に提供する施設（小規模多機能型介護事業所等）については、原則として1か所とカウントする。

（2）実施時間

総訓練設定時間のうち、職場見学等の実施時間（合計）は、6時間以上とする。

（3）実施方法

職場見学等は、原則として介護分野等の事業所の現場で実施するものであるが、「職場見学」のみ学科としてオンラインで行うことが可能である。※仕様書6（2）キ参照

（4）職場見学等受講中の事故発生に備えた取扱い

職場見学等を実施中の訓練受講者による受入先事業所の設備や他人に対する損害賠償責任に対する民間保険への加入を義務付けるものとすること。ただし、オンラインで行う職場見学のみを実施する場合はこの限りではない。※職場実習については労災保険の特別加入の対象となる。

4 職場見学等推進費の算出

(1) 職場見学等推進費の単価

3により、職場見学等を設定した訓練において、以下の算出方法で算出する「職場見学等実施率」が80%以上である場合に支払うこととし、単価は入校者1人1コース当たり10,000円(外税)とする。

<職場見学等実施率>

$$\text{職場見学等実施率} = (b + c) \div (a + c - d) \times 100 \quad \text{※小数点第一位を四捨五入}$$

a : 修了者

b : 修了者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者

c : 中途退校者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者

d : 修了者のうちやむを得ない理由※により2か所以上又は6時間以上の職場見学等に出席できなかった者

※仕様書7 (3) 参照

(2) 職場見学等推進費の支払額

職場見学等推進費は、以下によって計算される額を支給する。

<職場見学等推進費の支払い額>

入校者数×職場見学推進費の単価

(3) 訓練修了後の確認及び報告

受注者は職場見学等の実施にあたり、訓練受講者確認票（職場見学等実施報告書-2）、及び受入先事業所確認票（職場見学等実施報告書-3）を訓練受講者と受入先事業所に提出されること。また、訓練受講者及び事業所の確認票を基に職場見学等実施報告書（職場見学等実施報告書-1）を作成し、契約書に定める報告期限まで発注者へ提出すること。

5 その他

受注者は、社会福祉協議会（福祉人材センター）等が実施する介護分野就職支援金及び障害福祉分野就職支援金の貸付制度について周知等の依頼があった場合には、適切に対応すること。